

平成29年第3回宮古島市農業委員会総会議事日程

- 1) 会議の日時 平成29年3月16日 木曜日 14時00分
会議の場所 上野庁舎 1階大会議室
- 2) 出席状況 委員数 28名
- 3) 議決の事項
日程第1 議事録署名員の指名について
3番 砂川博一 4番 喜屋武隆

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第2号 農地法第3条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格
証明願いについて

日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(利用権貸借)

日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(所有権移転)

日程第6 議案第5号 農地法第5号第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第7 議案第6号 非農地証明交付申請の承認について

平成 29 年第 2 回宮古島市農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 平成 29 年 3 月 16 日 木曜日 14 時 00 分から 16 時 10 分

2. 開催場所 上野庁舎 1 階大会議室

議席	氏名	役職	出席	議席	氏名	役職	出席	議席	氏名	役職	議席
1	與那覇 盛徳		○	11	芳山 辰巳	職務代理	○	21	濱川 清重		○
2	長濱 国博		○	12	川満 里志		×	22	池間 藤夫		○
3	砂川 博一		○	13	下地 博和		○	23	上里 弘		○
4	喜屋武 隆		○	14	奥浜 健		○	24	平良 光成		○
5	田名 和彦		○	15	砂川 栄徳		○	25	川満 盛幸		×
6	仲里 敏夫		○	16	下地 泰斗		○	26	前泊 芳男		○
7	仲里 長造		○	17	玉元 正助		○	27	新里 光徳		○
8	大浦 敏光		○	18	友利 光徳		○	28	前泊 恵		○
9	上地 洋美		○	19	下地 博次		○	29	渡真利 等		○
10	瑞慶覧 健一		○	20	久志 盛一		○	30	野崎 達男	会長	○

3. 出席委員 (28 人) 委員数 (30 人)

4. 欠席委員 (2 人)

5. 議事録署名委員

議 長 野 崎 達 男

3 番委員 砂 川 博 一 4 番委員 喜 屋 武 隆

6. 職務のために出席した者の氏名

局 長 下 地 明 次 長 上 地 寿 男 次長兼農政係長 川 満 秀 盛
 農地係長 川 満 邦 弘 主 査 豊 見 山 徹 調 整 官 下 地 一 史

開 会 14 時 00 分
 閉 会 16 時 10 分

議 長： ただ今から、平成 29 年第 3 回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。
出席委員は 28 名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則第 11 条により総会は成立しております。
本日、2 名の欠席の旨通知がありましたので、ご報告致します。

議 長： それでは、日程第 1 議事録署名人及び会議書記の指名ですが、宮古島市農業委員会会議規則第 14 条に規定する議事録署名人を、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議 長： それでは、3 番：砂川博一委員、4 番：喜屋武隆委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の豊見山徹氏を指名いたします。

議 長： それでは、日程第 2 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題としますが、会議の運営上、有償移転、使用・賃貸借権、無償移転の順に説明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

《異議なしの声あり》

議 長： それでは、議案第 1 号中「農地法第 3 条の規定による許可申請（有償移転）について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局： 今月の農地法第 3 条の規定による許可申請（有償移転）は 6 件でございます。
まず、受付番号 1 番から 6 番までの説明をいたします。

【議案第 1 号、受付番号 1 番から 6 番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号 1 番から 6 番までは、議案書 9 ページから 14 ページの調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

1 番委員： 受付番号 1 番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、狩俣線を狩俣方向へ向かうと、島尻へ曲がる交差点があり、そこから 800m ほど狩俣方面へ進み左折 100m のところに位置します。現状は、さとうきびが植え付けされています。申請地は、土地改良されており周辺は、さとうきび畑が広がっています。
現在は、耕運されたあとで草等もありますが、夏植えに向けて再度耕運する予定です。

- 5 番委員： 受付番号 2 番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、旧城辺町時代の牛舎から 100m、じろう楽園入り口より 550mほど西の方へ進むと
草地が 1 カ所あり、その草地の南隣に位置します。
- 7 番委員： 受付番号 3 番・4 番について、現地調査の結果を報告いたします。
3 番の申請地は、宮古空港より上野線に向かう十字路に 1 カ所目のレンタカー屋さんがあり、
300mほど進むと 2 カ所目のレンタカー屋さんを右折したところが申請地になります。
申請人は、さとうきびの栽培をする予定です。
4 番の申請地は、池間島に行く手前の狩俣にあるすむばり食堂の南側を左方向 3 0 0 m先左側
に位置します。集落から外れたところにあり、面積は小さいが規模拡大に必要な土地とのことで
す。
- 11 番委員： 受付番号 5 番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、宮古空港より東側、県道沿いにさきみ弁当があります。さきみ弁当の東側道路を北側
へ 7 0 m右側に位置します。現在は、さとうきびの夏植えがされています。
- 21 番委員： 受付番号 6 番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は四号橋を渡って左側長山港向け 300m右折、150m進み左側に位置します。
収穫前さとうきびがあり収穫後、譲受人が利活用します。周辺は、さとうきび・防風林・
ギンネム等が茂っています。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《 異議なしの声あり 》

議 長： ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第 1 号中「農地法第 3 条の規定による許
可申請（有償移転）」受付番号 1 番から 6 番までについて、原案のとおり決定してよろしいです
か。

《 異議なしの声あり 》

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に、議案第 1 号中、「農地法第 3 条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）について」
を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局： 今月の農地法第 3 条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）は 5 件でございます。
まず、受付番号 7 番から 11 番までの説明をいたします。

【議案第 1 号、受付番号 7 番から 11 番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

事務局： 受付番号7番から11番までは、議案書15ページから19ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

4番委員： 受付番号7番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、全部で8筆になっており、下里七原1657-142（他6筆）は、空港前交差点より滑走路向け100m～200mに位置し、現在、今期収穫予定のさとうきびがありました。
もう1筆（西里東屋原1166-78）は、同じく交差点をJA向けに約200m左側に位置し、三角地帯になっています。現在、雑草が茂っています。申請人は、今まで親の手伝いをしていました。これからは、この8筆を借りて経営開始をします。

11番委員： 受付番号8番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、上野庁舎より平良方面向け、ひまわり弁当から南西向け700m先に位置します。去年までは、葉たばこが植え付けられていましたが、現在は遊休農地状態になっています。この農地をトラクターにて開墾すればすぐに使える農地であります。開墾後は、さとうきびを植える予定です。

19番委員： 受付番号9番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、城辺線鏡原自動車より1.5km北の方へ十字路をすぎ、300m左側に位置します。現在は、夏植えのさとうきびがあり、周辺もさとうきび畑です。

21番委員： 受付番号10番について、現地調査の結果を報告いたします。
通称、宮古一週道路にある大福牧場を南西の方へ約1km進み左折、250m進むと左側にさとうきび収穫後の畑が申請地です。周辺は補助整備済みで、さとうきび畑です。

29番委員： 受付番号11番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、与那覇コミュニティセンターから南向け700mに位置し、農地の半分はアロエ、半分は、さとうきびが植え付けられています。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長： ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）」受付番号7番から11番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、議案第 1 号中、「農地法第 3 条の規定による許可申請（無償移転）について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局： 今月の農地法第 3 条の規定による許可申請（無償移転）は 8 件でございます。
まず、受付番号 12 番から 19 番までの説明をいたします。

【議案第 1 号、受付番号 12 番から 19 番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号 12 番から 19 番までは、議案書 20 ページから 27 ページの調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議 長： ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第 1 号中「農地法第 3 条の規定による許可申請（無償移転）」受付番号 12 番から 19 番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
日程第 2 議案第 1 号は原案のとおり決定いたしました。
次に、日程第 3 議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願いについて」を議題とします。2 件の案件がございますので、担当委員より議案の説明と現地調査の結果をお願いします。

5 番委員： 受付番号 1 番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、城辺小学校より新城集落向け難工事の坂手前左折 550m ほど進むと沈渣地が右手にあり、その沈渣地より北の方へ 100m 進むと墓地があります。墓地の向かいが申請地となります。現状は、今期植え付けの夏植えさとうきびが植え付けられています。幅 2m 縦長 70m の小さな畑です。一昨年前まで申請人は葉たばこ専門でしたが、高齢の為さとうきび栽培に変更しました。

18 番委員： 受付番号 2 番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、城辺小学校前国道 390 号線を福嶺方面へ向かい、難工事坂の旧道の突き当たりに位置します。現在、申請人は金物店を営んでいます。以前より農業も頑張っています。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

2 番委員： 受付番号 2 番について、貸付地が 4,442 m²あります。農地貸付をしていて、農地を購入するという事に疑問点があります。補足説明をお願いします。

事務局： 指摘の通り「貸付地があり畑が買えるのか」という件については、事務局としては解約させるべきでした。貸付については、世帯別々の親子間の貸借をしています。事後処理になります。事後処理をさせます。この案件は、宮古島市が差し押さえた物件で、年度内に処理したいとの事でありました。買受適格証明について、滞納整理という関係で競売を行うのですが、申請人の土地と隣接という事で納税課の方から申請人へ依頼がありました。申請人に貸付があるという事は、事務局の調査不足でしたのでお詫びします。親子間の貸借なので即、解約をさせ登記までに申請地の取得をさせるようにお願いしたいと思います。

2 番委員： 先立って納税課の方が動いていたという事で、隣接している地主が買った方が良いという事でしたので今後、調査漏れがないようにお願いします。

事務局： すみませんでした。

議 長： 他に質疑あれば要求します。

《異議なしの声あり》

議 長： ご異議ないとのことですので、採決いたします。
議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願い」受付番号 1 番から 2 番までについて原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議 長： ご異議ないとの事ですので、日程第 3 号議案第 2 号は原案の通り決定いたします。

議 長： 次に日程第 4 号議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(利用権貸借)の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局： 今月の農地利用集積計画(利用権貸借)は 15 件でございます。
まず、受付番号 1 番から 15 番までの説明をいたします。

【議案第 2 号、受付番号 1 番から 15 番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。
議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

- 1 番委員： 受付番号 1 番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、高野集落から南向け約 400m、宮古空港から一週道路に向けて高野方面へ行く
大きい道路の側に位置します。現在は、今期収穫前のさとうきびがあります。
- 6 番委員： 受付番号 2 番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、来間島の来間港交差点を南へ約 300m 右側に位置します。申請人は、2 年前に JA を
退職され本格的に農業に従事しています。さとうきびや、カボチャ、などの栽培をしています。
今回は、ニガウリ栽培を始めるとの事です。
- 10 番委員： 受付番号 3 番～5 番について、現地調査の結果を報告いたします。
・ 3 番（727-2 番）の申請地は、保良集落を吉野集落に向かって 200m 先左折した位置（角）
にあり、周辺は補助整備中ですが、申請地は補助整備済。現在は、牧草が植えられています。
・ 4 番（1294 番）の申請地は、保良川から東平安名崎に向かって 500m に位置します。左側は、
補助整備済みだが、右側は補助整備中のすぐ側 20m の位置にあります。
・ 4 番（1160 番）の申請地は、同じく保良川から東平安名崎に向かって中間地点に通称ロラン
局前 20m 先に位置し、補助整備済みである。現在は、牧草が植えられています。
・ 5 番（422-1 番）の申請地は、保良集落入口にある島尻商店の上の道路を東側に向かって
50m の所に位置し、現在はさとうきび収穫が終わって株出の準備がされています。
・ 5 番（994-1）は、保良集落と吉野集落の中間地点に位置し、浄化の補助整備は終わって
います。この申請地も、さとうきび収穫は終わっており株出の準備がされています。
- 11 番委員： 受付番号 6 番～9 番について、現地調査の結果を報告いたします。
・ 6 番の申請地（1641-1・1641-2）について、上野調査より城辺向け 700m 大きな十字路を
右折し、旧加工所の南側に位置します。現在は、草地になっています。
・ 6 番の申請地（1313-2）は、上野庁舎より城辺方面へ行くと農村型団地があり、その団地を
左折、北側に向かって突き当たり左奥側に位置します。申請人は、義母の手伝いをしていたが
これからは、ハウスを作りニガウリ栽培を中心に自分で頑張りたいとの事です。
・ 7 番の申請地（263-1）は、野原集落の中央付近に農村型団地の東隣に位置します。
申請人は、新規就農者として頑張っています。
・ 8 番の申請地（1211-1 他 6 筆）は、宮古島市の植物園の南側へ行くと、大野果樹園があり
ます。その東隣に位置しています。現在は、再生事業が必要な農地となっています。これから、
事業申請をし、農地として使用していくという事です。
・ 9 番の申請地は、沖縄県宮古農業試験場の南側、砂川線を挟んで南側に位置します。
現在は、補助整備済みで次の作物の準備がされています。
- 18 番委員： 受付番号 10 番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、新城集落にある上水道タンクを北の方へ新城海岸向けに進むと最初の十字路を左
折、300m 大牧地区に向かって進むと右側に位置します。タバコ農家なので、タバコ栽培を
します。
- 13 番委員： 受付番号 11 番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、JA 上野支店前交差点を東に向けた 700m 進むと交差点があります。目印としては、
北側に「高田ファーム」というマンゴー園があります。その交差点を南に右折 400m 進むと
右側にマンゴーハウスがあります。その南側に位置します。
- 16 番委員： 受付番号 12 番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、松ヶ原ゴルフ場の東側に位置します。東側の道路をトラック協会向けに進むと
トラック協会のすぐ側、下地線の交差点から行くと 100m 上った場所に位置します。
今期収穫予定のさとうきびは、すでに収穫済みです。通常はタクシー運転手だが、さとうきび
栽培も頑張りたいとの事です。

23 番委員： 受付番号 13 番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、新城集落より吉野集落に向かって上り坂入口の左手に位置します。
現在は、収穫後の株出をする予定のさとうきびがあります。今までは、業者が残土を置いていたが、自分で整備をしてさとうきびを植えたいとの事です。

26 番委員： 受付番号 14 番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は通称、県道佐和田線のほぼ中央に位置しており、未整備の農地です。半分は夏植え、半分は収穫後でした。周辺農地の北側は雑木で、西側と東側はさとうきび畑です。

事務局： 受付番号 15 番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、上野（豊原公民館）の西側の通りを北側に向かって 2 つ目の十字路を右折、1 つ目の T 字路を左折 50m 進み右折した位置にあります。中間管理機構が借りるということで、中間管理機構がすべて調整済みです。

議 長： ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議 長： ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議 長： ご異議ないとのことですので、日程第 4 議案第 3 号は原案のとおり決定いたしました。次に、日程第 5 議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局： 今月の農地利用集積計画（所有権移転）は 8 件でございます。
まず、受付番号 1 番から 8 番までの朗読説明をいたします。

【議案第 3 号、受付番号 1 番から 8 番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

5 番委員： 受付番号 1 番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地について JA 下地支店の給油所前の信号を南向きに 1 km 進むと十字路があり、そこから西向けに 100m 進むとハウスが 6 等建っています。申請人はナス・きゅうり・ミニトマト・路地でジャガイモを植えています。4 ヶ月前ほどに利用権設定したのですが、今回は買受するとの事で頑張っています。現在、社員 2 人とパート 2 人、妻、本人の計 6 名での経営です。

- 11 番委員： 受付番号 2 番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地について、砂川小学校前県道平良向けに進むと左側に農村団地があり、そこから北側方面に約 600m 進むと申請地があります。現在は、今期収穫された農地後で株出管理がされています。申請人は、農業経営を規模拡大していきたいとの事です。
- 12 番委員： 受付番号 3 番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地について、城辺北海岸線に比嘉ロードパークという休憩所があり、そこを南向け約 100m の位置にあり現在、さとうきび（夏植）・牧草が植え付けられていました。申請人は、経営開始りとあり、経営面積がありませんが畜産もやっており、これから頑張りたいとの事です。
- 13 番委員： 受付番号 4 番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地について、JA 上野支店の交差点を北へ 600m 進むと交差点があり、右角の方に位置します。現在、今期さとうきびが収穫されています。
- 14 番委員： 受付番号 5 番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、砂川中学校から北側へ約 800m の所に農地は位置します。現在は、夏植えさとうきびの収穫後でした。申請人のメインは、たばこ農家ですが畑を交互に使用したいとの事でキビ作も栽培しています。
- 16 番委員： 受付番号 6 番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、先程の（議案 3 号番号 12 番）と関連します。松ヶ原ゴルフ場からトラック協会への道路があります。先程の 30 a との農地とほぼ同じ位置にあります。申請人は、タクシー運転手だが、さとうきび栽培も頑張りたいとの事です。
- 18 番委員： 受付番号 7 番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、比嘉ロードパーク南側に位置します。長畑地区事業を終了し、かんがい排水事業を制御されています。申請人は、現在畜産も経営しており、牛 25 頭養っています。
- 19 番委員： 受付番号 8 番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、城辺線から宮原線へ降りて行き博物館との道路が交差する箇所北側道路のすぐ側に位置します。父親は養豚業でしたが、現在は息子に譲り牛を養いたいとの事で牧草を植える農地を購入したいとの事です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議 長： ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議 長： ご異議ないとのことですので、日程第 5 議案第 4 号は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 休憩します。

休憩 15 : 00

再開 15 : 10

議 長： 再開します。

議 長： 次に、日程第6議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局： 今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、9件でございます。
まず、受付番号1番から9番までの説明をいたします。

【議案第5号、受付番号1番から9番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、受付番号1番から9番までは、参考資料の許可基準適合表のとおり農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から**受付番号1番**の現地調査結果ならびに説明をお願いします。

29番委員： 現地調査の状況の前に現地調査の報告をいたします。平成29年3月10日（金）に行いました。調査員は、渡真利等29番委員、與那覇盛徳1委員、芳山辰巳会長代理、事務局から、下地局長、上地次長、川満係長、下地調整官で行いました。
日程は、10:10～10:15まで事務局にて調査内容について調整会議、10:30～15:20迄は、現地調査を行い、5条申請9件・非農地申請8件、合計17件です。15:30～15:50迄、事務局にて調査内容の整理をしました。調査の結果、顛末書を要する案件が1件ありましたが、特に違反等の案件は見受けられませんでした。
それでは、5条申請受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地はパイナガマビーチ近くに位置しており、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、第3種農地、用途地域（第1種低層住居専用地域）に指定されています。

議 長： ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議 長： ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

29番委員： 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は、JA上野給油所から宮国線を宮国集落向けに500m程進んだ所に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし。農地の区分、上野庁舎から500m内、第2種農地と判断いたしました。

議 長： ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議 長： ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号 2 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号 3 番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

29 番委員： 受付番号 3 番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は上地集落にある民宿ういづに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり。農地の区分、一団の農地に囲まれた第 1 種農地と判断いたしました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議 長： ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号 3 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号 4 番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

29 番委員： 受付番号 4 番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は鏡原小学校グラウンドから南西 200m に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり。農地の区分、一団の農地に囲まれた第 1 種農地と判断いたしました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議 長： ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号 4 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号 5 番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

29 番委員： 受付番号 5 番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は社会福祉協議会城辺支所に隣接している。農地の広がりあり、宅地の広がりなし。農地の区分、第 1 種農地 10a 以上の一団に囲まれた農地と判断しました。

議 長： 休憩します。

休憩中の質疑応答

2 番委員： 顛末書について、1 でも 2 でも「原因が不明のままである」とあり、「平成 19 年に農地法 5 条の許可申請を一旦行ったが、許可まで至ることがなかった」と記載されています。これは資料がないのか、何回も裁判をしながらいろいろやっている案件でありますので、疑問に思います。原因は調べようとしたのか。「不明」との記載で顛末書提出いいのか。

事務局： この案件につきましては、去年農用地区域内に入っている農地との事で、財政課の担当より説明がありました。その時に財政課より準備してきた顛末書です。当時、農用地区域内の農地なので市が購入できませんでした。同じ加工所という事で市から沖縄県に進達しましたが、農用地区域内の加工所は市では持てないとの事で取り下げた案件です。農用地区域内の農地なので許可条件がなく、農振から除外するという事でその後、農振の手続きをし、今年 2 月に除外されたので市が申請を行っても問題がなければ許可される案件になりました。当時の説明をそのまま持ち越しという事になります。詳細につきましては、参考資料 P26 下から 4 行目～P27 に記載されています。

再会 15 : 30

議 長： 再開します。他に質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議 長： ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号 5 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号 6 番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

29 番委員： 受付番号 6 番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は福山集落近く位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし。農地の区分、農用地区域内にある農用地と判断いたしました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議 長： ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号 6 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号 7 番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

29 番委員： 受付番号 7 番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は、鏡原中学校南東側 100m に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。
農地の区分、第 2 種農地宅地等に囲まれた第 2 種農地と判断いたしました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議 長： ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号 7 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号 8 番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

29 番委員： 受付番号 8 番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は池間島入口池間大橋売店近くに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし。農地の区分、原野等に分団されたその他第 2 種農地と判断いたしました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議 長： ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号 8 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号 9 番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

29 番委員： 受付番号 9 番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は下崎集落に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、宅地・原野等に分団された第 2 種農地と判断いたしました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議 長： ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号 8 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
日程第 6 議案第 5 号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。
次に、日程第 7 議案第 6 号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局： 今月の非農地証明願は 8 件でございます。受付番号 1 番から 5 番までの説明をいたします。

【議案第 6 号、受付番号 1 番から 8 番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号 1 番の現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

1 番委員： 受付番号 1 番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、沖縄県宮古支庁から北西 300m 程に位置し、周辺は道路や宅地等に囲まれており、農地としての利用は困難と思われることから非農地相当であると判断いたしました。（用途地域）

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議 長： ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号 1 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議 長： ご異議ないとのことですので、受付番号 1 番を原案のとおり決定いたします。
次に受付番号 2 番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

1 番委員： 受付番号 2 番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、城辺皆福公民館の近くに位置し、一団の原野に含まれており、農地としての利用は困難と思われることか非農地相当であると判断いたしました。（B 分類）

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議 長： ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号 2 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議 長： ご異議ないとのことですので、受付番号 2 番を原案のとおり決定いたします。
次に受付番号 3 番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

1 番委員： 受付番号 3 番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、伊良部大橋の伊良部側から佐良浜地区に向かい 1 km 程の道路両端に位置し、面積も小さく更に隣接地は原野等に囲まれており、農地としての利用は困難と思われることから非農地相当であると判断いたしました。(B 分類)

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議 長： ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号 3 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議 長： ご異議ないとのことですので、受付番号 3 番を原案のとおり決定いたします。
次に受付番号 4 番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

1 番委員： 受付番号 4 番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、伊良部大橋の伊良部から佐良浜特に向かい 1 km 程の海岸沿いに位置し、周辺は原野等に囲まれており、農地としての利用は困難と思われることから非農地相当であると判断いたしました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議 長： ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号 4 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議 長： ご異議ないとのことですので、受付番号 4 番原案のとおり決定いたします。
次に受付番号 5 番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

1 番委員： 受付番号 5 番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、伊良部大橋の伊良部側交差点の近くに位置し、周辺は原野等に囲まれており、農地としての利用は困難であると思われることから、非農地相当であると判断いたしました。(B 分類)

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議 長： ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号 5 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議 長： ご異議ないとのことですので、受付番号5番を原案のとおり決定いたします。
次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

1番委員： 受付番号6番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、面積が小さく（374㎡）更に上野野原集落（公民館近く）内に位置し、宅地等に囲まれており、農地としての利用は困難と思われることから非農地相当であると判断いたしました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議 長： ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議 長： ご異議ないとのことですので、受付番号6番を原案のとおり決定いたします。
次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

1番委員： 受付番号7番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、バイパス線沿いのJA給油所近くに位置し、交通量の多い道路や宅地等に囲まれており、農地としての利用は困難と思われることから非農地相当であると判断いたしました。
（用途地域）

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議 長： ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議 長： ご異議ないとのことですので、受付番号6番を原案のとおり決定いたします。
次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

1番委員： 受付番号8番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、国道390号線の砂川集落内の信号機設置交差点近くに位置し、周辺は国道や宅地等に囲まれており、農地としての利用は困難と思われることから非農地相当であると判断いたしました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議 長： ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議 長： ご異議ないとのことですので、受付番号8番を原案のとおり決定いたします。
日程第7議案第6号は原案のとおり決定いたしました。
以上で、本日の議案・報告の審議は全て終了いたしました。
この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手でお願いいたします。

(発言なしの声あり)

議 長： 発言がないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長： それでは、以上をもちまして、平成29年第3回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。
ありがとうございます。

閉会 16:10

平成29年3月16日(木)

会 長 野崎 達男

3番委員 砂川 博一

4番委員 喜屋武 隆